

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：津和野町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和37年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input type="checkbox"/>
団体名	津和野町	職員数 (H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	143円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	2,366
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	176
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.183
資金不足比率 (%)	33.7	実質公債費比率 (%)	22.4(H19)
		経常収支比率 (%)	95.0(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年9月25日 合併前市町村：津和野町、日原町] 市町村合併により、津和野町と日原町の簡易水道事業特別会計を統合した。 平成18年10月1日に津和野町上水道事業を給水人口の減少に伴い簡易水道に経営変更し、既存の簡易水道事業特別会計と統合した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	津和野町公営企業経営健全化計画（上水道事業）
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	津和野町長 中島 巖
既存計画との関係	集中改革プラン(H18～22)、公営企業経営健全化計画(H18～27)
公表の方法等	町広報・HP掲載、町議会説明予定
基本方針	簡易水道事業特別会計の経営健全化を目的に人件費の抑制、経費の削減に努めているところである。 本計画に基づき公債費負担軽減対策を実施することにより更なる経営改善を図るものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	24	53	30	107
	補償金免除額	2	13	5	20
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	8		6	14

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	23,783	52,850	29,886	106,519
合 計 (A)		23,783	52,850	29,886	106,519
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		23,783	52,850	29,886	106,519

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	7,662		6,207	13,869
合 計 (A)		7,662		6,207	13,869
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,662		6,207	13,869

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>簡易水道事業特別会計は平成18年度決算で47百万円の累積赤字額を有している。この累積赤字額発生の原因は、旧津和野町で昭和47年に鉱害汚染地区への生活用水確保を目的に設置した簡易水道事業に起因している。投資額に対し給水人口は少なく給水原価と供給単価のバランスが取れず累積赤字額が増大した。そのため平成6年度に経営健全化計画を策定して累積赤字の解消を目指した。その後、水道未普及地域解消を目的として非汚染地区にも事業規模を拡大したが、給水人口の減少により給水収益の減、町財政の悪化により一般会計繰入金も計画どおりに実施されなかったため、平成17年度末で58百万円の累積赤字を残した。そのため平成18年度に新たに経営健全化計画を策定して経営改善を進めている。平成17年度から20年度にかけて日原地区で簡水再編推進事業、津和野地区で水道未普及地域解消事業を進めているため、将来的に公債費負担が増大することが懸念される。また、平成18年度には、上水道事業を給水人口が減少したことにより簡易水道に経営変更し、簡易水道事業特別会計に統合した。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 経営の健全化（累積赤字額の早期解消、収入確保）          累積赤字額の解消に向けて一般会計からの繰入により年々減少してきているが、資金不足比率も高いため、早期の解消が望まれる。          また平成18年度決算で7百万円の水道料金未収金があるため、徴収方法も検討しながら収入の確保が求められる。</p> <p>課 題 ② 料金水準の適正化          現在の料金設定は旧町のみで、料金体系の違い、料金格差があるので統一が望まれる。料金回収率が低くなってきているので料金改定が急がれる。</p> <p>課 題 ③ 公債費の負担増大          水道施設の老朽化に伴う基幹施設の更新、水道未普及地域解消事業等の実施により将来的に公債費の負担が増大する。一般会計繰出金（基準外繰出金）の負担増が懸念される。</p> <p>課 題 ④ 給与水準、定員管理の適正合理化          町全体の行財政改革取り組みの中で、給与の削減、定員管理を実施しているが、経営状況等を踏まえて、類似団体の数値を参考に適正な規模が求められる。</p> <p>課 題 ⑤ 維持管理費等節減合理化          老朽の配水管等から漏水が発生している。加圧で送水しているため電気料金等の維持経費が嵩む。また外部委託業務についても、委託先、業務内容の精査により委託経費の削減が求められる。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		121	119	123	109	165	225	218	213	211	226
	(1) 営 業 収 益 (B)		94	92	90	88	140	194	192	190	188	205
	ア 料 金 収 入		85	84	84	86	139	194	192	190	188	205
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		1		1	1						
	ウ そ の 他		8	8	5	1	1					
	(2) 営 業 外 収 益		27	27	33	21	25	31	26	23	23	21
	ア 他 会 計 繰 入 金		27	27	30	19	22	22	24	23	23	21
	イ そ の 他				3	2	3	9	2			
	2 総 費 用 (D)		77	83	101	84	122	166	168	165	164	161
	(1) 営 業 費 用		51	57	72	53	76	107	108	108	109	109
	ア 職 員 給 与 費		17	18	22	17	38	58	58	58	58	58
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		34	39	50	36	38	49	50	50	51	51
	(2) 営 業 外 費 用		26	26	29	31	46	59	60	57	55	52
ア 支 払 利 息		26	26	29	30	44	58	59	53	49	46	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他					1	2	1	1	4	6	6	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		44	36	22	25	43	59	50	48	47	65	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		431	354	129	166	462	394	180	95	98	80
	(1) 地 方 債		265	198	70	94	273	200	92	24	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金		13	14	9	27	35	40	60	71	88	80
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		142	110	31	26	108	76	20			
	(6) 工 事 負 担 金		11	32	19	18	35	55				
	(7) そ の 他					1	11	23	8		10	
	2 資 本 的 支 出 (G)		460	379	153	178	505	448	225	138	140	140
	(1) 建 設 改 良 費		433	353	128	147	440	315	52			
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		27	26	25	31	65	133	173	138	140	140
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金				0							
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-29	-25	-24	-12	-43	-54	-45	-43	-42	-60	

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		15	11	-2	13	0	5	5	5	5	5
積 立 金 (K)		5	10								
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		12	18	16	10	10					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		81	77	73	70	57	47	42	37	32	27
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		-59	-58	-59	-47	-47	-42	-37	-32	-27	-22
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)					10						
実 質 収 支	黒 字 (P)										
(N)-(O)	赤 字 (Q)	-59	-58	-59	-57	-47	-42	-37	-32	-27	-22
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )		-63.4	-63.0	-66.3	-65.5	-33.6	-21.6	-19.3	-16.8	-14.4	-10.7
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		116.3	109.2	97.6	94.8	88.2	75.3	63.9	70.3	69.4	75.1
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)		59	58	59	57	47	42	37	32	27	22
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		93	92	89	87	140	194	192	190	188	205
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)		63.4	63	66.3	65.5	33.6	21.6	19.3	16.8	14.4	10.7
積 立 金 現 在 高		36	41	51	51	176	153	145	145	135	135
企 業 債 現 在 高		1,198	1,370	1,415	1,478	2,366	2,433	2,352	2,238	2,098	1,958
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		1,198	1,369	1,423	1,478	2,366	2,397	2,292	2,214	2,098	1,958
うちその他に係るもの							36	60	24		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		27	27	30	19	22	22	24	23	23	21
うち基準内繰入金		16	16	19	19	19	17	19	18	18	16
うち基準外繰入金		11	11	11		3	5	5	5	5	5
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てん的なもの		11	11	11		3	5	5	5	5	5
資 本 的 収 支 分		13	14	9	27	35	40	60	71	88	80
うち基準内繰入金		6	6	4	15	23	30	37	42	50	51
うち基準外繰入金		7	8	5	12	12	10	23	29	38	29
うち赤字補てん的なもの		7	8	5	12	12	10	23	29	38	29

## (3) 経営指標等 (②法非適用企業)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	63.4	63.0	66.3	65.5	33.6	21.6	19.3	16.8	14.4	10.7	
料金回収率*	(%)	97.6	90.6	79.2	90.4	83.0	68.8	59.4	66.4	65.1	69.3	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	116.3	109.2	97.6	94.8	88.2	75.3	63.9	70.3	69.4	75.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-63.4	-63.0	-66.3	-65.5	-33.6	-21.6	-19.3	-16.8	-14.4	-10.7	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	22.3	22.7	24.4	17.4	13.3	9.8	11.0	10.8	10.9	9.3
	うち基準内繰入金	(%)	13.2	13.4	15.4	17.4	11.5	7.6	8.7	8.5	8.5	7.1
	うち基準外繰入金	(%)	9.1	9.2	8.9	0.0	1.8	2.2	2.3	2.3	2.4	2.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	9.1	9.2	8.9	0.0	1.8	2.2	2.3	2.3	2.4	2.2
	資本的収入分	(%)	3.0	4.0	7.0	16.3	7.6	10.2	33.3	74.7	89.8	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	1.4	1.7	3.1	9.0	5.0	7.6	20.6	44.2	51.0	63.8
	うち基準外繰入金	(%)	1.6	2.3	3.9	7.2	2.6	2.5	12.8	30.5	38.8	36.3
	うち赤字補てん的なもの	(%)	1.6	2.3	3.9	7.2	2.6	2.5	12.8	30.5	38.8	36.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は、平成17年9月に2町が合併したが、旧町の料金設定のままである。両町の料金は体系の違い、料金格差があるため、23年度に料金改定(10%引上げ)を予定している。</p> <p>収入の見込は、給水人口の減少に伴い、有収水量の減、料金収入の減を前年度比△1%で見込む。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準内繰入金は簡易水道事業債の償還に要する額を見込む。</p> <p>基準外繰入金は累積赤字の解消を図る額を見込む。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>17年度から20年度の間、簡水再編推進事業を実施。事業費270百万円、財源内訳は国庫91百万円、起債163百万円等。</p> <p>18年度から19年度の間、水道未普及地域解消事業を実施。事業費340百万円、財源内訳は国庫117百万円、起債205百万円等</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>繰上償還の財源に民間等資金による借換債を見込む</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>普通会計、公営企業会計を合わせた町全体として定員管理をしている。</p> <p>行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）に掲げる職員数の削減は、平成19年1月に策定変更した定員管理計画に基づき、平成17年度合併前157名、合併時150名の職員数を平成22年度140名（合併前比10.8%減、合併時比6.6%減）、平成26年度135名（合併前比14.0%減、合併時比10.0%減）を目標として削減に取り組む。また、人件費の抑制を図るため、国に準じた給与構造改革を実施するとともに、早期退職勧奨制度の活用、定年退職者不補充、給与カットを実施する。</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>経営課題④</p> <p>計画期間中に公営企業会計職員は1名定年退職する予定である。今後は、業務内容を検討し、定員管理計画に基づき適正な人員配置に努める。</p>
○ 給与のあり方	<p>経営課題④</p> <p>一般職の職員給与等人件費の抑制を図るため、平成18年度3%、平成19年度5%の給与カットを行っている。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>平成17年人事院勧告の給与構造改革に基づき、平成18年度より地域給の導入等、本町の給与制度全般について見直しを図った。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>人件費の抑制、職員の新陳代謝と人事の刷新を図るため、津和野町職員勧奨退職実施要綱に基づき、年齢満55歳以上又は勤務年数25年以上の者が勧奨退職した場合、優遇措置として8号給の特別昇給を実施しているが、今後、見直しを検討していく。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>経営課題⑤</p> <p>老朽配水管の漏水箇所等の早期発見、修理を行い、電気料金等の施設維持管理費の削減に努める。</p> <p>外部委託を実施している業務について、委託先、業務内容の精査を行い更なる委託経費の削減に努める。</p> <p>過去の取り組みとして、平成17年度から水道料金の収納については集金委託業務を廃止し、口座振替の推進を図った。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

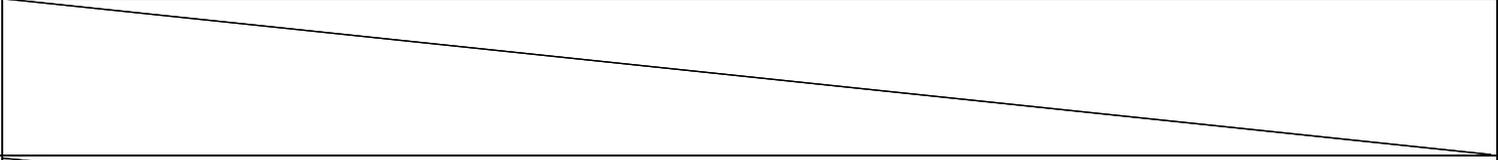
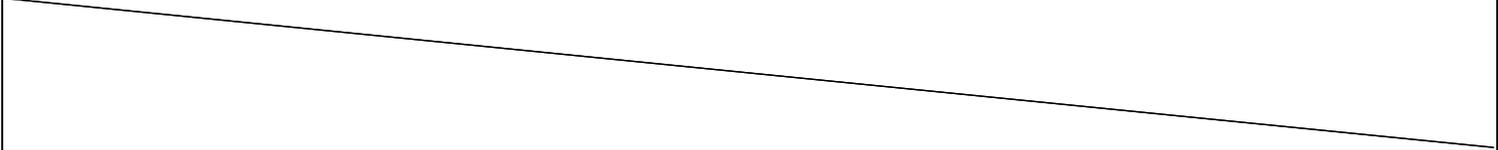
#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</li> </ul>	経営課題② 平成17年9月の2町合併以来、旧町の料金体系のままである。給水人口の減少に伴う料金収入の減、公債費の増大等により、収支の均衡を保つため一般会計繰出金への負担増、また料金回収率が低くなってきているので、料金体系の統一、料金改定に向けた方向性を検討する。合併協議の中で平成23年度に新料金設定としているので実施に向けて取り組みたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</li> <li>○ 行政評価の導入</li> </ul>	財政、給与、定員管理等の状況については、町広報により情報公開している。  町行財政改革の取り組みの中で検討中であるが、20年度実施を目途に導入予定である。
5 その他	経営課題① 平成18年度決算で47百万円の累積赤字を有している。経営健全化計画に基づき、一般会計からの繰入れにより平成27年度を目途に解消に努める。水道料金未収金の対策については、滞納整理対策本部を設置して積極的に徴収に取り組みたい。

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減 経営課題④	経営健全化施策 1 職員数の削減については、集中改革プランにおける定員管理計画に基づき町全体の職員数の削減目標を定めており、早期退職勧奨、定年退職者不補充等に対応している。計画期間中に公営企業会計所属職員が1名定年退職する予定であるので、業務内容を検討し適正な人員配置に努める。 人件費の総額の削減については、平成18年度から地域給の導入、3%給与カット、平成19年度は5%の給与カットの実施により人件費の抑制を図っている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 経営課題①②⑤	経営健全化施策 2, 3, 5 平成18年度決算において、47百万円の累積赤字額を有している。人件費の抑制、経費の削減、一般会計繰入金により年々赤字額が減少してきている。また収入を確保するための未収金の徴収対策については、平成19年度に庁内に滞納整理対策本部を設置して積極的に取り組む。また、将来的に公債費の負担が増大することが予想され、料金回収率が低くなってきているので、適正な料金改正に取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業 (2)法非適用企業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率												10
	改善額(料金の適正化)※1												19,000
2	未収金の徴収対策												
	改善額							200	400	600	800	1,000	3,000
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	17,000	18,000	22,000	17,000	59,000		58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000
	改善額							1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	給与水準												
	改善額							1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	その他												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	3	3	4	3	7		7	7	7	7	7	7
	増減数(人)			1	-1	4		4					
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,197,952	1,368,951	1,413,959	1,477,560	2,366,388		2,434,150	2,352,677	2,238,237	2,098,294	1,958,454	
	増減	238,011	170,999	45,008	63,601	888,828		67,762	-81,473	-114,440	-139,943	-139,840	
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計
													27,000
													(参考) 補償金免除額
													20,180

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	5	5	5	5	8	8	8	8	8	8
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	518	513	513	534	749	1009	999	989	979	969
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	2251	2298	2298	2256	4711	4711	4711	4711	4711	4711
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2139	2234	2140	2267	4287	4287	4287	4287	4287	4287
最大稼働率(%)	95	97.2	93.1	100.5	91.0	91.0	91.0	91.0	91.0	91.0
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	164	164	164	161	186	192	192	192	192	211
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	199	212	244	213	250	296	342	307	313	313

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

統合計画の概要は現段階では未定であるが、簡易水道6ヶ所、専用水道1ヶ所、飲料水供給施設8ヶ所の水道施設を統合する方向で、平成21年度中に統合計画を策定する予定である。(鳥根県業事衛生課とH19.1月に協議済み)